

高水管第285号
令和4年6月28日

各位

高槻市水道事業
管理者 上田 昌彦
(公印省略)

給水装置工事における工事着手及び供用開始時の注意点（周知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

給水装置工事における工事着手及び供用開始時の注意点について下記のとおり、再周知いたします。なお、高槻市水道事業条例や高槻市指定給水装置工事事業者規程に違反すると行政処分の対象となりますので確実に手続の実施をお願いいたします。

記

1. 工事に着手する時には『施行承認』が必要

給水装置工事を行う際は、事前に給水装置工事申込書を水道部に提出し、設計審査を受け、加入金及び手数料の納付を行っていただきます。その後、施行承認が押印された給水装置工事承認書の写しを窓口にて受け取りいただいたうえで、工事に着手してください。

【法令等の根拠】

- ・高槻市水道事業条例 第4条、第5条、第29条、第30条
- ・高槻市指定給水装置工事事業者規程 第14条、第15条

2. 給水装置の供用開始には水道部による『検査』が必要

検査は、指定給水装置工事事業者が工事完了後に給水装置工事竣工届兼竣工検査申込書を提出いただき、水道部が実施するものです。検査は、適正な給水装置工事が行われているか確認する行為です。受検されていない場合、ご使用者様にご迷惑をお掛けすることに繋がりますので、供用前に必ず検査を受けてください。

【法令等の根拠】

- ・高槻市水道事業条例 第5条
- ・高槻市指定給水装置工事事業者規程 第16条

以上